

# 令和6年 第3回

## 福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年3月21日（木）午前10時00分

場 所：福生市役所第一棟2階会議室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	加 藤 孝 子
	委員	野 口 哲 也
	委員	新 藤 美知子
	委員	宇 田 剛
	委員	高 橋 典 久

2 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	教育部長	村 野 和 彦
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	大 楠 功 晃
	教育部主幹	吉 本 一 也
	教育支援課長	森 田 尚 之
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	近 野 淳
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	森 本 恭 子
	指導主事	竹 内 秀 礼
	指導主事	東小川 智 史
	指導主事	田 畑 圭 洋

3 傍聴人 1人

#### 4 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第16号 福生市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 日程第 4 議案第17号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第20号 福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第18号 福生市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第 7 議案第19号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 日程第 8 議案第21号 福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 日程第 9 議案第22号 福生市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 日程第 10 議案第23号 福生市学校給食センター処務規則の一部改正について
- 日程第 11 議案第24号 福生市学校給食センター運営審議会規則の一部改正について

- 日程第 12 議案第25号 福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正について
- 日程第 13 議案第26号 福生市教育委員会いじめ問題対策委員会設置要綱の一部改正について
- 日程第 14 議案第27号 福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第 15 議案第28号 福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正について
- 日程第 16 議案第29号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 17 議案第30号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
- 日程第 18 議案第31号 福生市立学校教科用図書採択要綱の一部改正について
- 日程第 19 議案第32号 英語教育指導顧問配置要綱の制定について
- 日程第 20 議案第33号 福生市地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の廃止について
- 日程第 21 議案第34号 学校歯科医の委嘱について
- 日程第 22 議案第35号 令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 23 議案第36号 福生市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 24 議案第37号 福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について
- 日程第 25 議案第38号 福生市教育委員会管理職員の人事異動について
- 日程第 26 報告第7号 令和5年度福生市立学校学校評価について
- 日程第 27 報告第8号 福生市立学校令和7年度使用教科用図書採択要領について
- 日程第 28 報告第9号 令和6年度福生市立小・中学校の教育課程の概要について
- 日程第 29 報告第10号 令和6年度入学式告辞について
- 日程第 30 報告第11号 令和6年度福生市立学校教職員の人事異動について
- 日程第 31 その他報告事項

【教育長】 それでは始めさせていただきます。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りをいたします。議案第20号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正についてでございますが、議事の都合上、議案第18号、福生市教育委員会公印規則の一部改正についての前に組ませていただきます。また、日程第25、議案第38号、福生市教育委員会管理職員の人事異動について、及び日程第30、報告第11号、令和6年度福生市立学校職員の人事異動についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第31、その他報告事項の後に審議及び報告をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第20号は議案第18号前に、また議案第38号及び報告第11号については公開しない会議として、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、野口哲也委員、加藤孝子委員を署名委員として指名いたします。

次に日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を部長及び参事より申し上げます。初めに、村野教育部長より報告いたします。村野部長。

【教育部長】 改めておはようございます。よろしく願いいたします。それでは私からは、学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。まず一番左の列、市の動きでございます。令和6年第1回福生市議会定例会が2月27日より3月26日の予定で開催されております。初日、市長より施政方針、教育長より教育方針が示されております。

また、令和6年度当初予算が予算審査特別委員会で審議され、全会一致で可決されております。今後は26日の本会議にて議決となります。

続きまして、各課でございます。最初に教育総務課でございます。2月28日には東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会が東京自治会館で開催され、加藤委員に御出席いただいております。加藤委員、ありがとうございました。3月9日でございますが、令和5年度福生市教育委員会表彰式が市民会館小ホールにて行われ、個人22名、団体5団体が表彰されております。教育委員の皆さまには御出席ありがとうございました。19日には、中学校全3校で卒業式が挙行され、福生第一中学校には宇田委員、福生第二中学校には高橋委員に御出席いただいております。ありがとうございました。

次の生涯学習推進課では、郷土資料室におきまして、2月10日から全4回の予定で行われましたリニューアルオープン記念講演会が3月17日を以って終了いたしました。また、中学校第三学年を対象に受験に特化し実施したスタディ・アシスト事業が8日に無事修了式を迎えてお

ります。

最後に公民館でございます。3月10日には、「目指せデジタルシニア」学習成果発表会が市民会館小ホールにて開催されました。こちらは公民館3館の合同事業でございます、当日は78名が来場されたとのことでございます。

5ページをお願いいたします。こちらは次回定例会までの主な予定でございます。市の動きでございます。3月23日から31日まで、第41回ふっさ桜まつりが、明神下公園をメイン会場に、多摩川堤防沿いで開催されます。続いて、4月1日でございます。発達に配慮が必要な児童への支援を目的に、児童発達支援センターを福祉センター内に、また子育て世代包括支援センター及び子ども家庭支援センターの機能を統合し、一体的な相談体制の整備を目的に、こども家庭センターを保健センター内に開設いたします。状況にもよりますが、両センターとも教育委員会との円滑な連携が望まれるところでございます。

次に、教育総務課でございます。3月25日には小学校全7校の卒業式を挙行いたします。また、4月8日には小学校、9日には中学校のそれぞれ入学式が挙行されます。教育委員の皆さまには御出席方よろしくをお願いいたします。

最後に、スポーツ推進課につきましては、4月13日に春のウォーキングが行われます。今回は中央体育館からあきる野市を通りまして、八王子市の滝山城跡まで、片道約7キロメートルのコースとなります。雑ぱくではございますが、私からの説明は以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。ただ今の報告の中で加藤委員に、連合会研修会に今回も御出席いただきまして、ありがとうございます。何か御報告等ございませうか。加藤委員。

**【加藤委員】** 村野部長よりお話がありましたとおりに、令和6年2月29日に、令和5年度東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会に出席してまいりました。研修会では、子どもたちの学び、これまでとこれからというテーマで、文部科学省初等中等教育局主任視学官でいらっしゃる、宮崎活志先生からお話がありました。

そのお話は、江戸時代の寺子屋から始まり、明治、大正、昭和の教育の流れを興味深くお話しいただきました。学制百五十年史というのは文科省のホームページで御覧になれるということなので、興味がある方は御覧になるといいんじゃないかなっていうようなお話でした。不登校や、いじめ問題等で割とマイナスイメージで大変な思いの教育界かなっていう、日頃はそんな感じでいたんですが、世界的に日本の寺子屋の制度が注目されているとか、あと日本の識字率の高さっていうのをあらためて先生のお話から伺うと、ああ、もっと自信を持って子どもたちの教育のことを、私たち教育委員も教育委員会も考えていたら、またちょっと違う視点から見られて、いい結果が出るのではないかなっていうことを感じました。以上です。

**【教育長】** 加藤委員、ありがとうございます。

それでは続きまして、勝山教育部参事より報告いたします。勝山参事。

**【教育部参事】** 私からは、学校教育に関する所管事務について大きく5点、御報告を申し上げ

げます。

1点は、第13回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートの報告でございます。令和6年3月9日（土曜日）、出演者を除く来場者は372名で、大変多くの市民の皆さま、保護者の皆さまに御参加いただきました。第三小学校の和太鼓に始まり、第六小学校、中学校3校、福生交響楽団の吹奏楽と続き、大変感動的な発表になりました。御出席をいただきました教育委員の皆さま、本当にありがとうございました。

2点は、令和5年度学校評価及び令和6年度教育課程の届け出について、3月1日、全校が届け出を終了しておりますことを御報告いたします。なお、教育課程の内容につきましては、後ほど指導主事より御報告申し上げます。

3点は、行事等の実施状況についてでございます。ア、道徳授業地区公開講座、イ、学習発表会、ウ、TGG Green SPRINGSにつきましては、資料に記載の日程で実施をいたしました。

4点は行事等についてでございます。ア、令和5年度卒業式でございますが、中学校が3月19日（火曜日）に挙行されました。卒業生は381名で、厳粛かつ感動的な卒業式であったとの報告を受けてございます。また3月25日（月曜日）には、市内全小学校において卒業式が挙行される予定になってございます。

イ、令和6年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、令和6年4月1日（月曜日）もくせい会館3階にて実施をいたします。新たに着任する校長、副校長の辞令伝達を午後1時45分から、新規採用教員及び転任教員等の辞令伝達を午後2時から実施をいたします。午後1時40分頃に御参集いただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

ウ、令和6年度の入学式でございますが、小学校は4月8日（月曜日）、中学校は4月9日（火曜日）にそれぞれ挙行予定でございます。新入生は小学校301名、中学校358名を予定してございます。

最後5点は、資料は別添で配布してございます。インフルエンザ等による学年・学級閉鎖についてでございます。2月の定例教育委員会で御報告申し上げた後の状況でございますが、5校10学級が閉鎖となりました。御報告の時期別に5種類の記号で表し、併せてお示しをさせていただいております。私からの報告は以上でございます。

**【教育長】** 以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

次に日程第3、議案第16号、福生市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議案といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

**【教育総務課長】** それでは、議案第16号、福生市教育委員会教育長職務代理者の指名について御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項には「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されており、教育長が指名しておりま

す。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。それでは、私から教育長職務代理者の指名を行います。教育長職務代理者につきましては、新藤美知子委員を指名させていただきたいと存じます。なお、就任年月日は令和6年4月1日といたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって教育長職務代理者は、令和6年4月1日より、新藤美智子委員に決定をいたしました。新藤委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、日程第4、議案第17号、福生市教育委員会事務局庶務規則の一部改正についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第4、議案第17号、福生市教育委員会事務局庶務規則の一部改正について御説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、組織改正に伴い、事務分掌を改める必要があることから、本議案を提出するものでございます。

17ページをお願いいたします。次に内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。教育支援課の再編により、新たに「学務課」及び「教育支援課」が設置されることとなりますため、規定の整理を行います。このほかに、教育総務課、教育指導課、学務課、教育支援課に新たな規定の追加等がございます。具体的には、教育総務課は「学校教育施策の総合的な政策立案及び調整に関すること。」教育指導課は、「情報技術の活用等による教職員の校務の支援及び教育情報化の推進に関すること。」教育支援課は、「福生市教育センターの管理に関すること。不登校対策施策（教育指導課で実施するものを除く。）に係る企画及び立案に関すること。」の項目が新たに追加されます。

戻りまして15ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、令和6年4月1日から施行いたそうとするものでございます。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第5、議案第20号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたし

ます。大楠課長。

**【教育総務課長】** 日程第5、議案第20号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正について御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、引用する例規名の変更に伴う規定の整理、ならびに組織改正に伴い、新たな職が追加されたことから、本規則別表を一部改正する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

23ページをお願いいたします。次に内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。第6条は、例規名の変更に伴う規程の整理でございます。

次に、第5条関係の別表ですが、職名にエデュケーション・アシスタント及び子育てひろば職員と、それぞれの職名に係る業務を追加いたしますが、子育てひろば職員につきましては、組織改正に伴う職能追加となります。

戻りまして、22ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、令和6年4月1日から施行いたそうとするものでございます。以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑がないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第6、議案第18号、福生市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたしますが、日程第7、議案第19号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について、日程第8、議案第21号、福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、日程第9、議案第22号、福生市教育委員会表彰規程の一部改正について、日程第10、議案第23号、福生市学校給食センター処務規則の一部改正について、日程第11、議案第24号、福生市学校給食センター運営審議会規則の一部改正について及び、日程第12、議案第25号、福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正についてと内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承をお願いいたします。なお、採決につきましては、1件ずつ採決させていただきます。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

**【教育総務課長】** 日程第6、議案第18号、福生市教育委員会公印規則の一部改正についてから、日程第12、議案第25号、福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正についてにつきましては、関連がありますことから一括で御説明をさせていただきます。これら7つの改正は、令和6年4月から組織改正や事務分掌等の見直し等による改正でございます。

まず、25ページをお願いいたします。

はじめに、福生市教育委員会公印規則の一部改正につきましては、教育支援課の組織改正により、「学務課」が追加されたことから、出納員の追加等を行うものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正につきましては、組織改正に伴う学務課長及び教育支援課長の専決事案の整理でございます。

次に、41ページの新旧対照表をお願いいたします。福生市教育委員会事務局及び教育機関職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正につきましては、組織改正に伴い、第6条関係の別表第1にございます規程を整理するものでございます。

次に、47ページの新旧対照表をお願いいたします。福生市教育委員会表彰規程の一部改正につきましては、組織改正に伴い、表彰審査会委員に学務課長を追加するものでございます。

次に、53ページの新旧対照表をお願いいたします。福生市学校給食センター処務規則の一部改正につきましては、組織改正に伴い規定の整理を行うものでございます。

次に、59ページの新旧対照表をお願いいたします。福生市学校給食センター運営審議会規則の一部改正につきましては、組織改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。

次に、64ページの新旧対照表をお願いいたします。福生市日本語学級通級事務取扱要綱の一部改正につきましては、組織改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。

これらの規則、規程、要綱は、令和6年4月1日から施行いたそうとするものでございます。以上で日程第6、議案第18号から日程第12、議案第25号までの説明とさせていただきます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。組織改正に伴うもので、共通して用語の整理と条項の整理でございますので、よろしいでしょうか。では、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第21号についてお諮りをいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第22号についてお諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第23号についてお諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第24号についてお諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第25号についてお諮りをいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第26号、福生市教育委員会いじめ問題対策委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

【教育部主幹】 日程第13、議案第26号、福生市教育委員会いじめ問題対策委員会設置要綱の一部改正についてです。

67ページを御覧ください。一部改正の内容は2点ございます。第4条第2項、委員長、副委

員長を互選により定めるといたしたく存じます。現在、都市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員長は教育部参事、副委員長は教育部長と規定されておりますが、他の自治体では、同市の委員会において互選による方式が広く採用されており、公正性の観点からも互選による方式とすることで、より公正な委員会の運営を行うことができると考えております。

もう1点でございますが、別表中の教育総務課長の次に学務課長を加えます。これは組織改編に伴う改正となります。69ページには新旧対照表を掲載しております。御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第27号、福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。勝山教育参事より内容説明をお願いいたします。勝山参事。

**【教育部参事】** 日程第14、議案第27号、福生市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について御説明をいたします。

福生市立中学校の部活動の現状でございますが、部員数が少なく、単独での活動が困難な部活動が一部あり、市内外の複数の中学校が連携し、合同部活動として実施をしているところでございます。

併せて、各学校では部活動の顧問を担う教員の確保等が困難であり、大きな課題の一つでございます。これらの課題を踏まえつつ、令和6年度、部活動の地域連携、地域移行の検討委員会を開催し、持続可能な福生市立学校の部活動の在り方について検討を進めてまいりますが、これまで福生市立学校の管理運営に関する規則には、部活動に関する内容が定められていなかったことから規定の整理をするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第2節の2に部活動の条文を新たに定めたところでございます。これに伴いまして、学校評価につきましては項ずれによる変更を行っております。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第28号、福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正についてを議題といたします。森田教育支援課長より内容説明をお願いいたします。森田課長。

【教育支援課長】 それでは日程第15、議案第28号、福生市学校給食費の徴収に関する規定の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

議案書の77ページを御覧いただきますようお願いいたします。初めに提案理由でございますが、学校給食費の徴収額の特例に関する規定を削除する必要があるためでございます。

それでは81ページ、福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。この規則につきましても、令和5年11月17日の教育委員会定例会にて、学校給食費の改定とともに、その引き上げ分について当面の間、保護者負担額の増額をしないこととなったことから、附則に保護者からの徴収の額が現在の額となるよう、中段の表のとおり特例規定を追加いたしました。

しかし、学校給食費全額を公費負担とすることとなったため、この特例の必要がなくなりましたので削除するものでございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。以上で説明をさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第29号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたしますが、日程第17、議案第30号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてと内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので御了承をお願いいたします。なお、採決につきましては1件ずつ採決させていただきます。森田教育支援課長より内容説明をお願いいたします。森田課長。

【教育支援課長】 それでは日程第16、議案第29号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について及び日程第17、議案第30号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について御説明申し上げます。

資料は83ページから93ページまででございます。どちらの改正につきましても就学援助費等支給事業に関する内容で関連する内容となりますので、一括で御説明をさせていただきます。

初めに提案理由でございますが、両事業とも支給金額の変更を行う必要があるためでございます。両事業におきましては、家庭の経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品等を支給する事業でございますが、このたび令和6年度における国の補助金の予算単価が小学校のみ改正することとなりました。本市では、本要綱に定める支給金額をこの国基準としていることから、両要綱について一部改正をするものでございます。

初めに、87ページ、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正の新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。条項中の別表、第1に規定されております、新入学児童・生徒の学用品の小学校第1学年について、5万4,060円から5万7,060円に支給額の改正を行います。

続きまして、93ページ、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱一部改正の新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。こちらも条項中、別表第1に規定されております新入学児童・生徒の学用品の小学校第1学年につきまして、5万4,060円から5万7,060円に支給額の改定を行います。なお、附則にございますとおり、両要綱とも施行日は令和6年4月1日を予定し、経過措置としまして令和7年度以降の入学について適用し、令和6年度以前のものについては従前の例によるものでございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に議案第30号についてお諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18号、議案第31号、福生市立学校教科用図書採択要領の一部改正についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

**【教育部主幹】** 日程第18、議案第31号、福生市立学校教科用図書採択要領の一部改正についてでございます。

97ページを御覧ください。一部改正をいたします内容については、第9条3項にございます

ただし書を加えます。「ただし、教育委員会が必要と認める場合この限りでない。」でございます。これにつきましては調査委員会の委員数を本要綱で規定しておりますが、学校における教員配置数等によって委員数が確保できない状況がございます。ついては記載のとおり改正をするものでございます。

99ページが新旧対照表を掲載してございます。御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第19、議案第32号、英語教育指導顧問配置要綱の制定についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

**【教育部主幹】** 日程第19、議案32号、福生市英語教育指導顧問配置要綱の制定についてでございます。

103ページを御覧ください。英語教育のさらなる充実のために教員の英語力、英語指導力の向上は必須でございます。そのため、令和6年度より教員の英語指導力、英語力の向上のため、専門的知見により指導、助言を行う英語教育指導顧問を配置するための要綱を制定をいたしたいと存じます。第3条には、指導顧問の職務を規定してございます。具体的には、主として各校に年間3回、学校・教員への英語指導力、英語力の指導、助言のため巡回をしていただくことを考えてございます。御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** 御異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第20、議案第33号、福生市地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の廃止についてを議題といたします。近野スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。近野課長。

【スポーツ推進課長】 日程第20、議案第33号、福生市地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の廃止につきまして、提案理由並びにその内容を御説明させていただきます。

議案書107ページをお願いいたします。初めに提案理由でございますが、福生市地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱を廃止いたしたく、本議案を提出するものでございます。

次に2、廃止する理由でございます。要綱第2条におきまして、同検討委員会の所掌事項を福生市における地域スポーツクラブの設立に関し必要な事項を調査検討し、その結果を福生市教育委員会に報告する、と規定しておりますところ、平成29年1月20日に同検討委員会より、福生市における地域スポーツクラブ設立に関する報告書が提出され、所掌事項が終了いたしております。このため、要綱を整理し、廃止いたすものでございます。

3、施行日は、令和6年4月1日でございます。以上、福生市地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の廃止につきましての御説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第21、議案第34号、学校歯科医の委嘱についてを議題といたします。森田教育支援課長より内容説明をお願いいたします。森田課長。

【教育支援課長】 それでは日程第21、議案第34号、学校歯科医の委嘱について、提案理由ならびにその内容について御説明申し上げます。

資料は111ページでございます。まず提案理由でございますが、学校保健法第23条第3項の規定により、学校歯科医を委嘱するため本議案を提案させていただくものでございます。

次に内容でございますが、学校歯科医の退任に伴い、西多摩歯科医師会より推薦がございました、古川大介氏、渥美 浩氏に委嘱をするものでございます。なお、就任日は令和6年4月1日を予定しております。以上で説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第34号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第22、議案第35号、令和6年度学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。菱山課長。

【生涯学習推進課長】 それでは日程第22、議案第35号、令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について、その提案理由ならびに内容について御説明を申し上げます。

資料は113ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、福生市立学校学校運営協議会規則第5条の規定に基づき、福生市立学校学校運営協議会委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

各学校運営協議会委員の名簿につきましては、資料の115ページから119ページまでに掲載したとおりでございます。なお、学校運営協議会委員につきましては任期は1年となっております。以上、内容について御説明申し上げましたが、御審議を賜りまして御決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第23、議案第36号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。近野スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。近野課長。

【スポーツ推進課長】 それでは、日程第23、議案第36号、福生市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、提案理由並びにその内容を御説明させていただきます。

議案書121ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、次の者を福生市スポーツ推進委員に委嘱いたしたく、本議案を提出するものでございます。同規則第5条におきまして、委員の任期は2年と規定されており、現在の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますことから、新たに令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間、委嘱いたそうとするものでございます。

委嘱いたしたい委員は、表に記載の12人の方でございます。表中、委員年数の欄は令和6年3月31日現在の年数でございます。また12番目の北島誉氏が令和6年4月1日から新任となります。以上、福生市スポーツ推進委員の委嘱につきましての御説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はよろし

いでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第24、議案第37号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に関する臨時代理の決定についてを議題といたします。

大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第24、議案第37号、福生市教育委員会事務及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について御説明させていただきます。

123ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、令和6年度の教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下の職員の任免、その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

次に内容でございますが、教育委員会事務局及び学校、その他教育機関の管理職職員の任免、その他進退を行うことにつきましては、都度、教育委員会に提案し御審議いただくこととなっておりますが、管理職以外の職員につきましては、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会で御報告させていただくことについて、お願いするものでございます。

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり決定されました。

次に、日程第26、報告第7号、令和5年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。勝山参事。

【教育部参事】 日程第26、報告第7号、令和5年度福生市立学校学校評価について御説明を申し上げます。

当日配布資料、黄色の表紙のこちらの冊子でございます。表紙を1枚おめくりいただきまして、目次左側になりますが、目次を御覧ください。1ページから学校評価総括表、13ページから学校自己評価シート、25ページからは学校評価書となっております。いわゆる学校評価と

例えば25ページ以降の学校評価書になりますが、本日につきましては1ページからの学校評価総括表を基に御説明させていただきます。各学校では、それぞれ特色ある教育活動を進めているところですが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当となり、地域人材等を活用した教育活動の充実が図られている点が共通してございます。その他、タブレット端末等ICTの活用、コミュニティスクールの充実等が共通項目として挙げられるところがございます。

それでは8ページ、福生第六小学校の総括表を御覧ください。表の左、学校自己評価総括の(1)にございます、学力の定着の向上は、学校経営方針の中期的目標の第1に掲げられている目標でございます。東京都教育委員会事業改善推進拠点校としての研究を生かし、教員の授業改善を図ってまいりました。表の中ほど、学校関係者評価総括を御覧ください。子どもが学習を理解しているかとの問いに対する保護者の回答が7ポイント以上向上し90%台となったとこのことでございます。同校は、令和6年度本研究の成果を踏まえ、福生市教育委員会教育研究奨励校として一層の授業改善を図り、研究発表会を行う予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページ、福生第二中学校でございます。表の左、学校自己評価総括の2段目、健全育成にございます、魅力ある学校づくりは、学校経営方針の中期的目標の第1に掲げられている目標でございます。表の中ほど、学校関係者評価総括を御覧ください。

当該校は今年度、生活指導の対応で苦慮した経緯もございまして、上の表のア、魅力ある学校づくりの評価は、Bが5人、Cが4人となっております。表の右、総括評価の(3)生徒理解、特別支援、学校不適応対策において、教員が生徒及び保護者との信頼関係を構築すること。全教員が一体となった支援を行う体制を維持すること。外部機関等との連携を通じた支援の充実を図ることを、令和6年度の学校運営の重点として掲げてございます。説明につきましては以上でございます。

なお、この後、指導主事より御説明申し上げますが、各学校の教育課程につきましては、学校評価や明らかとなった成果や課題を踏まえて編成するよう、全ての学校に指導しているところでございます。以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

**【宇田委員】** 御説明ありがとうございました。86ページの第三中学校のところですが、ここで生徒によるアンケートと保護者によるアンケートと教員のアンケート、その乖離(かいり)を浮き彫りにしたのは大切だと思うんですね。なぜこの乖離が起きてるのか、教員はちゃんと教えてると思ったけど、子どもと保護者は違うと思っている。今ぱっと見ただけでは、三中がここをかなり丁寧にちゃんと報告してるんで、他の学校もやっぱり同じような形で分析して欲しい。それでなんで教員のほうが一生懸命教えてるのに子どもには伝わってないんだろうっていうところ、そこをまた振り返って、それで教育課程の来年、再来年度の教育課程に生かしていただければ。来年度の学校評価の時には、できればこの三中みたいな形で書くのは大変だと思うんですけども、これをぜひ各校でやってもらえればなど。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。勝山参事。

【教育部参事】 御指導ありがとうございます。今、不登校の関係で、全校体制でやっている、魅力ある学校づくりに児童・生徒の意識と教員の認識とのずれをどう考えていくのかということにポイントがあると考えてございます。

今、宇田委員から御指導いただいた内容は非常に大切な視点だと捉えておりますので、校長会等で指導し、次の学校評価に生かしていけるようにしていきたいと考えてございます。以上でございます。

【教育長】 宇田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第7号は報告のとおり承認されました。

次に、日程第27、報告第8号、福生市立学校令和7年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。吉本主幹。

【教育部主幹】 日程第27、報告第8号、福生市立学校令和7年度使用教科用図書採択要領についてでございます。

131ページを御覧ください。本要領は福生市立学校教科用図書採択要綱に基づき、福生市教育委員会が福生市立学校において、令和7年度に使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために必要な事項を定めたものでございます。第2の採択の方針においては、令和7年度の方針を示してございますが、令和7年度においては、中学校の教科書の採択となります。なお、小学校、特別支援学級、知的障害学級においては、優れたものがある場合に採択替えを行うことを明記しております。

第3、組織及び任務については御覧のとおりです。教育長は選定協議会に教科用図書の調査を諮問いたします。また選定協議会のもとに調査委員会を設置し、調査研究を行うものとしてございます。

133ページを御覧ください。第4、調査研究の内容、方法において調査の観点といたしまして、(1)内容、(2)構成上の工夫、(3)特徴を示してございます。

項番3でございますが、教科用図書選定協議会報告書、教科用図書調査委員会の調査研究資料の様式については、本日配布資料として机の上に置かせていただいております。

第5、適正かつ公正な採択の確保を示してございまして、公正な採択に向けて厳正に取り組んでいただきたい旨を選定協議会及び調査委員会を開催する5月の総会において説明をいたします。事務局といたしましては、適正かつ公正に教科書採択事務を進めてまいります。御審議

を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第8号は報告のとおり承認されました。

次に、日程第28、報告第9号、令和6年度福生市立小・中学校の教育課程の概要についてを議題といたします。東小川指導主事に内容説明をお願いいたします。東小川指導主事。

【指導主事】 日程第28、報告第9号、令和6年度福生市立小・中学校の教育課程の概要について、資料は141ページを御覧ください。このたび福生市立学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、令和6年度教育課程を受理いたしました。ここではその概要を御報告いたします。

各校の教育目標と特色ある教育活動の要点につきまして、中学校区ごとに縦に並べ、令和6年度に新規に示された内容につきましては赤い下線を引いてございます。例えば中央列、一番上の福生第二中学校を御覧ください。福生第二中学校では、1人1人が夢や希望を持って生活する学校づくりという今年度の研究テーマを引き続き大切に、サポートルームや、ふたばルームを活用した居場所づくり、絆づくりを柱として取り組みを進めます。福生第一小学校では、通常学級、ひまわり学級、日本語学級相互の交流を通して、グローバルな視点を生かした多様性尊重の精神の涵養を図ります。

福生第四小学校では、学区内にある酒蔵や古民家等を学び場とした、体験的で実践的な、総合的な学習の時間を充実させます。福生第六小学校では、福生市教育委員会研究奨励校として、客観的データに基づく事業改善や家庭学習との連携から学力向上を目指します。

各学校においては、学習指導要領及び福生市教育委員会の基本方針を踏まえ、適切に教育課程が編成されているものと捉えています。

また、来年度から歯磨き指導や読書活動のさらなる充実が全校において図れます。4月以降は指導主事による学校訪問や各種調査、各種委員会や研修会等の機会を捉えまして、各校の教育課程が着実に実施されていくよう校長を指導してまいります。報告は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 すいません、1点だけ教えてください。各学校の余剰の時間の変化と申しますか、少なくなっていますか。

【指導主事】 教育長。

【教育長】 東小川指導主事。

【指導主事】 各校の余剰の時間でございますが、各校で今調整をして、本年度は大体12時間前後ですが、中学校におきましては、かなり少なく、相談して出してきた学校もございます。特に福生第三中学校では、かなり直前までぎりぎりにやり取りして減らすというふうな傾向が見られました。以上でございます。

【教育長】 宇田委員、よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第9号は報告のとおり承認されました。

次に、日程第29、報告第10号、令和6年度入学式告示についてを議題といたします。田畑指導主事に内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】 では私から、日程第29、報告第10号、令和6年度入学式告示について報告いたします。

資料は145ページ、147ページを御覧ください。小学校では、自分でできることを増やす、中学校は出会いを大切にするというテーマで作成しております。また、どちらについても、ふっさっ子スタンダードについての周知及び家庭生活10カ条について御協力のお願いを入れております。私からの報告は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。これはまだしばらくは準備の時間がありますね。週明けぐらいまで、もしお気付きの点がございましたら、御指導方お願い申し上げます。他にございますか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第10号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第10号は報告のとおり承認されました。

次に、日程第31、その他報告事項について、事務局からはございませんが、委員の皆さまから何かございましょうか。よろしいですか。ないようですので、その他報告事項を終わります。それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。

(非公開会議)

【教育長】 休憩前に引き続き、会議を始めます。

本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第3回福生市教育委員会定例会を閉会いたします。